

令和8年4月1日より 国土利用計画法の 届出項目が 追加されます！

～届出書の様式も変わります～

追加される届出項目は何ですか？



土地政策イメージキャラクター
とちーた

国土利用計画法の事後届出について、土地に関する権利の取得者（買主等）が法人の場合に、以下の①～③の項目についても届出が必要になります。

- ①法人の代表者の国籍等
- ②同一の国籍を有する者が法人の役員の過半数を占める場合、当該国籍等
- ③同一の国籍を有する者が法人の議決権の過半数を占める場合、当該国籍等

なお、土地に関する権利の取得者（買主等）が個人の場合は、届出項目の変更はありません。

そもそも国土利用計画法の事後届出とは何ですか？

一定の面積以上の土地（※）について、売買などの契約を締結した場合に、土地の利用目的などについて、市・区役所、町村役場に届ける制度です。

個別の届出については、土地所在地の都道府県又は政令市にお問い合わせください。

（※）市街化区域：2,000m²以上

市街化区域を除く都市計画区域：5,000m²以上

都市計画区域以外の区域：10,000m²以上

国土交通省のホームページにて、制度を紹介しています。

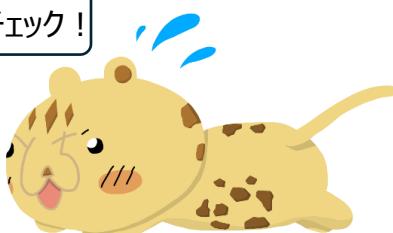
法人の届出事項の
変更について



土地取引の事後届出
制度について



今すぐチェック！



国土交通省